

令和5年度に係る自己点検・評価の報告書

令和6年6月26日  
教育学研究科・教育学部

## 1. はじめに

教育学研究科・教育学部は、第4期中期目標期間を通じ、学校、家庭及び社会が抱える多様で複雑な教育課題の解決に向けて総合的にアプローチする取組の実質化を着実に進め、その内容、プロセス、成果及び改善・変革について社会に強く発信することを基本方針としている。特に、令和5年度においては、令和7・8年度の教育学研究科・教育学部の望ましい状況を見据え、基本委員会や専攻等を主体・単位とした適切な評価指標の開発とそれに基づく改善・変革を含めた内部質保証の機能評価の推進を4月定例教授会で確認し、競争的な環境のなかで、教育に関する「総合知」の創出に向けた自律的な教育研究を組織的に行っていくように対応することとした。そうした取組として、引き続き、①地方の国立総合大学に設置された教育学部の存在意義である優れた教員の着実な養成と輩出、②専門職学位課程と修士課程を備えた教育学研究科として特色ある教育研究の継続的・組織的な推進、③協働的な学校組織文化に支えられた教員集団を形成する教員研修機能の強化・拡充を掲げている。

この令和5年度に係る自己点検・評価は、全学共通の観点に基づいたものであり、教育学研究科・教育学部の現状を客観的に示した基礎的な資料(根拠データ)と性格づけられる。そのため、教育学研究科・教育学部において、自らが設定した基本方針等に沿って根拠データを適切に検討・意味づけし、課題の解決に向けた取組の立案・実施に役立てなければならない。

## 2. 実施体制・手順

岡山大学内部質保証規則第5条により、教育学研究科・教育学部の部局長は、教授会規則第8条第1項に基づく代議員会である教育学部及び大学院教育学研究科運営委員会(以下、運営委員会という)において、教育研究等の状況に係る自己点検・評価を主体的・組織的に実施する。教育学研究科・教育学部の自己点検・評価では、自らの理念や教育目標・基本方針に則した教育研究の状況について、部局の業務を円滑に遂行するために設けられた基本委員会と学生の直接的な指導を担う専攻等を基礎単位としたデータ収集や分析を継続的に行い、その結果を運営委員会において提起・共有・協議することで、部局全体の改善・変革につなげていく実施体制・手順としている。令和5年度に係る自己点検・評価は、教育学研究科・教育学部の全体的な状況を把握するものとなることから、昨年度の実施体制・手順を引き継ぎ、主として、教務委員会(教育課程)、就職・学生委員会(学生支援)及び入試委員会(学生受入)の基本委員会が担当した。また、基本委員会の分掌に含まれない事項については、研究倫理委員会(研究)や学域長(総務)が担当した。

なお、専門職学位課程である教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)については、自己評価に関する申し合わせを自律的に策定し、それに基づいた自己点検・評価を教員養成評価機構による認証評価のサイクルに組み込んだ実施体制・手順を確立している。教育学研究科・教育学部の全体としても、岡山大学内部質保証規則第7条第2項に沿った自己点検・評価に関する申し合わせ等を策定し、令和6年度と令和8年度に教育学研究科・教育学部の重点的な取組に対する外部評価を受けるための実施体制・手順の整備を進めている。

## 3. 総括

令和5年度に係る教育学研究科・教育学部の教育課程、学生支援、学生受入、研究及び総務に関しては、自己点検・評価のチェックリストで指定された観点のほとんどが「適切である」との点検・評価結果となっている。

教育学研究科については、昨年度と同様、教育課程に関する観点1-2-38・39と学生支援に関する観点5-2-10を「注意が必要」と評価したが、いずれも修了生や勤務先等の意見聴取などに関わる事項である。これらの観点については、専門職学位課程(教職大学院)である教職実践専攻において、5年に1回の頻度で実施される認証評価サイクルを踏まえて計画的かつ継続的に実施している。その一方で、教育科学専攻においては、修了後の活動分野が多様なことを背

景として、必ずしも組織的に対応ができていなかったととらえており、就職・学生委員会と教育科学専攻が連携しながら、令和6年度に実施する準備を進めているところである。また、教育学部については、教育課程に関する観点1-2-39を「注意が必要」と評価した。令和5年度においては、教務委員会と就職・学生委員会が連携し、教職に就いている卒業生に対するアンケート調査を実施しており、令和6年度以降、当該卒業者の管理職（校長）に対する調査に向けた検討を行っている。

以上のことから、「注意が必要」と評価した項目に関しても部局として対応しており、令和5年度における教育学研究科・教育学部の取組は、概ね問題なく行われていたと評価できる。ただし、教員就職率（学部）、入学志願者の倍率（教育学部）及び学生定員に対する実入学者数の比率（教育学研究科）などの問題が継続しており、抜本的な改善に向けた組織的な取組が必要である。

#### 4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

令和4年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

#### 5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

令和5年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

なお、学生受入に関するもののうち、教育学研究科の6-2-4の項目について、教職実践専攻の実入学者数が入学定員を大幅に下回る(0.7倍以下)状況になっていないことから、令和4年度と同様に「適切である」と評価している。しかし、教職実践専攻における定員の未充足については、令和4年度に受審した認証評価に向けた自己点検・評価書にも明記されており、喫緊の重点課題として、教職実践専攻を主体に改善に向けた具体的な取組を強化している。具体的には、令和7年度から、①特別支援学校教諭専修免許状の取得課程の開設、②教員免許状を有しない高い専門性を備えた者を対象とした3年制プログラムの設置、③教育学部と一貫した5年制プログラムの導入といった対応策を講じることで、学生定員の充足を図る計画としている。

#### 6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

令和5年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

令和5年度においては、教育職員免許法施行規則等の一部改正（令和3年文部科学省令第25号）に伴う全学の教職課程認定学部の自己点検・評価について、教育学研究科と教師教育開発センターの教員による作業部会を設け、評価体制、指標、実施方法及び公表のあり方に関する検討に着手した。具体的には、令和6年度に実施する教育学部の自己点検・評価を試行と位置づけ、令和7年度に全学レベルで本格実施することを計画している。

#### 7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

教育課程に関するもののうち、教育学研究科及び教育学部の1-2-38・39の項目について、令和5年度を通じた検討及び一部試行を踏まえ、令和6年度から、修了生・卒業生や関係諸機関（学校・教育委員会やその他の勤務先など）からの意見聴取（アンケートやインタビュー等）を計画的に実施することとしている。これについては、学生支援に関する5-2-10の項目と密接に関連する取組であり、運営委員会で提起・協議しながら、それぞれの基本委員会間の連携を強化し、アウトカム重視の評価（データ収集・分析）を着実に進めるように体制を整備した。

#### 8. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

令和5年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

以上